

4 農政の新たな動き

(1) 食料安全保障の強化に向けた道の対応

(庁内に「食料安全保障に関する農政部推進チーム」を設置)

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等により、世界的に食料需給をめぐるリスクが顕在化する中、我が国の食を支える本道の農業が、今後とも食料自給率の向上と食料安全保障の強化に最大限寄与し、持続的に発展していくことを目的として、令和4年(2022年)7月、庁内に「食料安全保障に関する農政部推進チーム」を設置しました。

本推進チームでは、令和4年(2022年)8月と10月に国との意見交換を実施し、「国内で生産できるものはできる限り国内で生産」していくことを基本に、小麦や大豆などの輸入依存穀物の増産、輸入代替への支援、輸出の促進などについて提案したところであり、令和4年(2022年)12月に政府が決定した「食料安全保障強化政策大綱」に道の提案がおおむね反映されました。道としても、本大綱に基づく構造転換の実現に向け、道産農産物の生産拡大やチーズなどの輸入品から道産品への置換え、堆肥や稲わらの有機物資源の有効活用を進めるなど、本道農業の生産力と競争力を高めていきます。

また、国においては、食料安全保障の強化が国家の最重要課題となっている中、全ての農政の根幹である「食料・農業・農村基本法」の検証・見直しに向けた検討が令和4年(2022年)9月から進められており、令和5年(2023年)6月を目途に「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を取りまとめることから、道では、こうした動きに対応し、本推進チームが中心となり、我が国最大の食料供給地域である本道の実情が新たな展開方向に反映されるよう、令和5年(2023年)2月に国との意見交換を実施するとともに、3月には「国内で生産できるものはできる限り国内で自給することを基本に、農業の生産基盤と生産力の維持・強化」を図ることや「国内自給を基本とした食料安全保障の強化」の明示などについて、国へ提案を実施しました。

図表1-4-1 「食料安全保障に関する農政部推進チーム」の設置と展開方向



資料：北海道農政部作成

(2) 生産資材価格の高騰の影響と生産者への支援 (「北海道経済対策推進本部」の設置)

長期に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢に端を発した国際情勢の変化により、エネルギー、原材料等の価格や供給動向が見通せず、円安基調と相まって道民の生活、農林漁業者や商工業者をはじめとする事業者の経営環境が厳しくなる中、将来にわたり道民の方々が安心して暮らし続け、事業者の方々の成長につながる取組を支援するため、道では、令和4年(2022年)7月に「北海道経済対策推進本部」を設置しました。

(農業分野における物価高騰等対策)

農業分野においても道独自の対策として、飼料価格の高騰や生乳需給の緩和を踏まえた酪農支援、肥料価格の高騰対策、燃油・電気・ガスといったエネルギー対策、消費拡大対策など各般の施策を講じました。

今後とも、生産資材等の価格の推移や農畜産物の需給動向に注視しながら、農業者が安心して営農が継続できるよう取り組んでいきます。

図表 1-4-2 令和4年度に講じた農業分野における物価高騰等対策

| | 国の対策 | 道の対策 | | |
|-----------|--|---|---|---|
| | | 第2回定例議会(6月) | 第3回定例議会(10月) | 第4回定例議会(12月) |
| 酪農支援 | 配合飼料価格高騰緊急対策事業 【R4予備費435億円、R4補正103億円】 ○配合飼料価格の高騰による影響を緩和する配合飼料価格安定制度により補填金を交付(制度の異常補填基金に積増し) 飼料価格高騰緊急対策事業 【R4予備費504億円】 ○生産コストの削減等に取り組む生産者に対して、補填金を交付(配合飼料 6,750円/ト) ○生産コストの削減や国産粗飼料の利用拡大に取り組む酪農経営者に対して、補填金を交付(北海道 7,200円/頭) 生乳需給改善対策 【R4補正57億円】 ○早期に経産牛をリタイアさせ、生乳の生産抑制に取り組みする場合、奨励金を交付(150,000円/頭) 国産チーズの競争力強化対策 【R4補正53億円】 ○国産チーズの需要拡大に向けた取組等を支援(8円/生乳1kg) | 自給飼料生産利用推進緊急対策事業 【1億円】 ○道産飼料の安定供給体制を確立するため、飼料生産用機械等の導入を支援 ・子実用とうもろこし、飼料用米関連機械等の導入 補助率1/2以内 | 酪農畜産経営安定化支援緊急対策事業 【24億円】 ○飼料価格の高騰による酪農・畜産経営への影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度の生産者積立金を全額支援 ・生産者積立金を全額支援 800円/ト ○生乳の需給安定を図るため、道産チーズの需要を拡大 ・宅配ビザ事業者との連携による道産チーズの需要開拓 ・家庭用道産チーズの消費拡大 | 酪農生産基盤確保対策事業 【32億円】 ○本道の酪農経営の維持・発展を図るため、飼料価格の高騰の影響を受ける酪農家が行う優良な乳用牛群を確保するための経費を支援 ・種付け料を支援 6,800円/頭 ・飼料価格高騰緊急対策事業の7,200円/頭と合わせて14,000円/頭 |
| | 肥料 | 肥料コスト低減体系緊急転換事業 【R3補正45億円】 ○肥料コストを低減する技術を活用した取組などを支援(土壌診断に基づく施肥計画の見直し等) 化学肥料原料調達支援緊急対策事業 【R4予備費100億円】 ○肥料製造業者が代替国から原料を調達する場合の掛かり増し経費を支援 肥料価格高騰対策事業 【R4予備費788億円】 ○化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるための取組を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部(7割)を支援 | 化学肥料購入支援金給付事業 【21億円】 ○肥料購入に係る農家負担を軽減するため、支援金を給付 ・農業者の肥料購入費 3,125円/ト | 土壌診断体制整備緊急支援事業 【5千万円】 ○化学肥料の高騰を踏まえ、適正な施肥量を導き出す土壌診断の増加に対応するため、診断実施団体が行う分析機器の導入を支援 ・土壌分析機器、周辺機器の導入 補助率1/2以内 |
| 燃油・電気・ガス等 | 施設園芸等燃料価格高騰対策 【R4補正85億円】 ○計画的に省エネルギー化等に取り組む産地を対象に、燃油・ガスの価格が一定の基準を超える場合に補填金を交付 | 施設園芸エネルギー転換促進事業 【2.5億円】 ○施設園芸に係る省エネ機器・設備等の導入を支援 ・無加温ハウスの整備、省エネ機器や資材等の導入 補助率1/2以内 | 農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業 【2.3億円】 ○土地改良区における農業水利施設の適切な維持管理に向けて、電気料金の高騰分を全額支援 ・令和4年の農業用水使用期間(5～8月分)の電気料金高騰分 補助率10/10 | |
| 消費拡大 | 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業 【R4補正50億円】 ○【砂糖等の新規需要拡大対策】 加糖調整品から国内で製造された砂糖を用いた調整品への置換え等を図る取組を支援 | | | てん菜糖消費拡大推進事業 【1千万円】 ○本道のてん菜生産・製糖を維持するため、道産てん菜を原料とする砂糖の消費拡大を図るための取組を実施 ・道産砂糖を利用した商品の情報発信 |

資料：北海道農政部作成

(3) 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する動き

(国は「5年間に一度も水稲作付が行われていない農地は交付対象としない」方針)

主食用米の需要量は全国的に減少傾向にあることから、需要のある作物への作付転換を図ることが重要であるため、国は、麦や大豆、野菜、子実用とうもろこし等の定着性や収益性が高い作物への転換の実現に向け、交付対象水田の取扱いについて、今後5年間（令和4年（2022年）～8年（2026年））で一度も水稲作付が行われない農地は交付対象としない方針とする、水田活用の直接支払交付金の見直しを令和3年（2021年）に示しました。

(関係機関連絡会議によるオール北海道での対応)

今回の見直しにオール北海道で対応するため、令和3年（2021年）12月に立ち上げた「水田活用の直接支払交付金の見直しに係る関係機関連絡会議」において、地域の課題の把握や対応策を検討し、令和4年（2022年）9月には、地域における今後の産地形成に向けた支援や需要に応じた米生産と水田有効活用の推進、畑作物等の本作化に向けた支援を国に提案しました。

(5年水張りルールの具体化と畑作物の本作化に向けた支援)

こうした中、国は、交付対象水田の取扱いについて、5年に一度の水稲作付を基本とするものの、湛水管理を1か月以上行い、かつ、連作障害により収量が低下しない場合は、水稲作付を行ったとみなすことや、災害復旧や基盤整備事業が実施されている場合は、5年に一度、水稲を作付しなくても交付対象水田から除外しない運用（5年水張りルールの具体化）を示しました。

また、国は令和4年度（2022年度）第2次補正予算において、畑作物の本作化に向けた取組や需要拡大が期待される畑作物の低コスト生産の取組への支援を新たに盛り込むなど、畑作物の本作化に向けた支援を措置しました。

(引き続きオール北海道で課題に対応)

国は、今回の見直しを今後5年間で現場の課題を検証しながら進めるとしていることから、道では、国の措置内容を踏まえ、今後の地域における産地形成に向けた具体的な検討を促進するほか、検討の中で新たに明らかとなった課題の把握に努め、引き続き、オール北海道で課題を共有し、対応策の検討を進めるとともに、地域の実情を踏まえた必要な対策を国に求めることとしています。

図表1-4-3 関係機関連絡会議の開催状況

| 回 | 開催日 | 内 容 |
|-----|------------|----------------------------------|
| 第1回 | 令和3年12月13日 | 見直しにより懸念される事項、今後のスケジュールなど |
| 第2回 | 令和4年2月15日 | 実態調査の概要、見直しへの対応ロードマップなど |
| 第3回 | 令和4年3月29日 | ワーキンググループ（WG）検討状況、農水省との意見交換の概要など |
| 第4回 | 令和4年7月15日 | 地域での検討状況把握、現行ルールの再徹底、WG検討状況など |
| 第5回 | 令和4年9月8日 | 国への提案内容など |
| 第6回 | 令和5年3月20日 | これまでの経過、今後の対応方向など |

(4) みどりの食料システム法に係る「北海道基本計画」の策定 (生産力向上と持続性の両立を目指して環境負荷低減活動を促進)

我が国の農林漁業は、農林漁業者の減少・高齢化や気候変動による大規模自然災害の発生など、多くの課題に直面するとともに、近年、世界的にSDGsの達成や脱炭素化の実現に向けた取組が求められています。こうした課題に的確に対応していくため、国は令和3年(2021年)5月に食料・農林漁業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

また、本戦略を実現していくため、令和4年(2022年)7月に、国は「みどりの食料システム法(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律)」を施行し、農林漁業者が行う環境負荷低減活動の計画認定制度を創設するとともに、知事の認定を受けた農林漁業者が環境負荷の低減に必要な機械や施設を導入する場合に、税制面や金融面等で支援が受けられることとなりました。

このため、道では、令和4年(2022年)12月、道内の179市町村と共同でみどりの食料システム法に基づく「北海道基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。基本計画では、本道の農林漁業における環境負荷の低減に関する目標を設定するなど、道内の農林漁業者が行う環境負荷低減活動を促進することによって、本道の農林漁業の持続的な発展を目指すこととしています。

図表1-4-4 基本計画の概要

農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画の概要

～生産力向上と持続性の両立をめざして～

1 北海道基本計画について

計画策定の趣旨

農林漁業者の環境負荷低減事業活動などを促進することにより、本道の農林漁業が持続的に発展し、我が国最大の食料供給地域として食料自給率の向上に寄与し、国民の食を支える役割を果たしていけるよう策定

計画の位置付け

「みどりの食料システム法」第16条に基づき、都道府県と市町村が共同で作成する「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」

計画期間

令和4年度(2022年度)から8年度(2026年度)までの概ね5年間

3 環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境負荷の低減に関する目標

| | |
|----------------------------------|---|
| ○ 燃料燃焼によるCO ₂ 排出量(農業) | 158万t-CO ₂ (H25) → 136万t-CO ₂ (R12) |
| ○ 化学農業使用量 | 29.8kg/ha(R1) → 26.8kg/ha(R12) |
| ○ 化学肥料使用量 | 468.5kg/ha(H28) → 374.8kg/ha(R12) |
| ○ YES!clean農産物作付面積 | 17,734ha(H30) → 20,000ha(R6) |
| ○ 有機農業取組面積 | 4,817ha(R2) → 11,000ha(R12) |
| ○ GHSSガイドンスシステムの累計導入台数 | 11,530台(H30) → 26,000台(R7) |

環境負荷低減事業活動の内容

(1)まぶくりと化学肥料・化学農業の削減を一体的に行う事業活動
有機農業や特別栽培農産物、持続性の高い農業生産方式の導入など

(2)温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動
農林業機械・漁船の省エネルギー化・電動化・バイオ燃料への切替、ヒートポンプや木質バイオマス加温機等の導入、稲わらのほ場からの搬出及び堆肥化など

(3)その他
土壌への炭素の貯留に資する生産方式、化石資源由来のプラスチック使用量の削減に資する生産方式の導入など

特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容

市町村と連携し、モデル的な取組の創出に向けた特定区域の設定を推進

環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基礎確立事業の内容

- ・ センシング技術等を活用した土壌診断や栄養診断の高度化、施肥管理法改善等による化学肥料削減技術の開発
- ・ 総合防除や難防除病害虫の防除対策技術の開発
- ・ 気候変動などによる新規・特異発生病害虫等に対応する技術の再構築
- ・ ICT・AIなどの先端技術を活用した省力化技術の開発
- ・ 収量・品質を維持する安定した有機農業やクリーン農業技術の開発 など

環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物及び加工品の流通及び消費の促進

- ・ 地産地消等の取組を「要食運動」として総合的に展開
- ・ クリーン農業や有機農業により生産された農産物等の流通及び消費の促進の取組を推進

環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

- ・ 庁内関係部局と横断的な連携を図りながら、効率性のある施策を推進
- ・ 農林漁業者の主体的な取組を基本に、道や市町村、関係団体、試験研究機関などが連携・協働して推進
- ・ 計画の推進に大きな影響がある場合には、計画の見直しなど必要な措置を実施

2 農林漁業における環境負荷低減に関する基本方針

農林漁業における環境負荷低減の意義

農林漁業における環境負荷低減の取組は、農林漁業の持続的な発展と食料の安定供給に資するとともに、食料安全保障の確立にも寄与

「みどりの食料システム戦略」と「みどりの食料システム法」

「みどりの食料システム戦略」では、生産から消費の各段階で環境負荷低減のイノベーションを推進することとしており、「みどりの食料システム法」では、環境負荷低減事業活動等の認定制度が創設

農林漁業分野の温室効果ガス排出状況と「ゼロカーボン北海道」

一次産業を基幹産業とする本道では、農林漁業分野の温室効果ガス排出割合が国内と比べて2.5倍
北海道では、2050年度までに「ゼロカーボン北海道」を目指しており、農林漁業においても温室効果ガスの排出削減などに取組むことが重要

道の農林漁業における環境負荷を低減する取組の状況

農業分野：クリーン農業、有機農業、スマート農業の推進など
林業分野：森林吸収源対策として人工林の計画的伐採、植林など
漁業分野：ブルーカーボンに資する藻場・干潟の保全支援など

農林漁業における環境負荷低減の推進に向けた対応方向

本計画においては、「みどりの食料システム法」に基づく農林漁業者の環境負荷低減事業活動等の内容を定め、農林漁業者による環境保全型農業や温室効果ガス排出量の削減などに資する活動を促進

カルチによる除草作業

センシング用ドローン

どんどん食べよう道産DAY

資料：北海道農政部作成

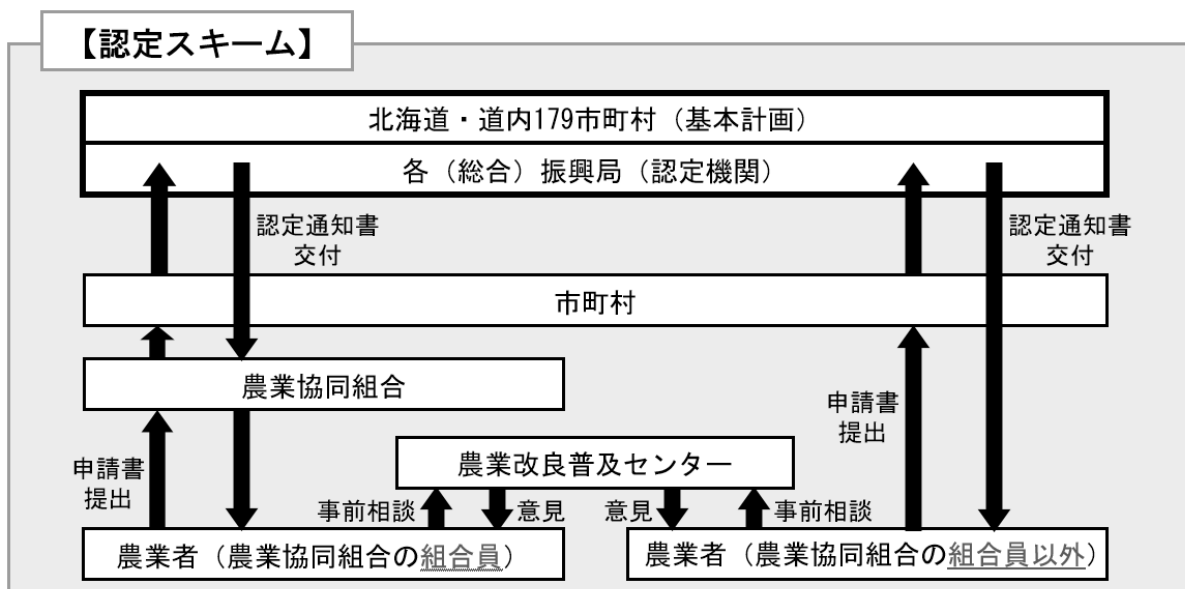
（農業者の計画認定制度と支援措置）

基本計画に基づき、道では、農業者等が作成する環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定申請の受付を、令和5年（2023年）1月4日より開始しました。

実施計画の認定申請に当たっては、あらかじめ地域の農業改良普及センターに計画の達成見込みについて指導・助言を受けた上で、農業協同組合の組合員である農業者等は「農業協同組合」、それ以外の農業者等は「市町村」を経由して知事に提出し、審査を受けることとなります。

知事の認定を受けた農業者等は、実施計画に基づく取組に対して、化学農薬や化学肥料の削減に必要な機械や施設等を導入する場合、導入初年度の所得税や法人税の負担が軽減される特別償却（機械等32%、建物等16%）が適用（令和4年（2022年）7月1日から6年（2024年）3月31日までに導入されたものに限る。）されるほか、無利子の「農業改良資金」の償還期限の延長（10年→12年）や国の補助事業の優先的な採択につながるなどの支援措置が受けられます。

図表1-4-5 計画認定のスキーム



資料：北海道農政部作成

（基本計画の実現に向けて）

世界的にSDGsの達成や脱炭素化の取組が求められる中、本道が、今後とも、我が国の食料自給率の向上に寄与しながら、持続的に発展していくためには、環境と調和のとれた食料システムの確立を図りながら生産力と競争力を高めていくことが重要です。道では、その実現に向けて、ほ場の大区画化などの基盤整備を推進するほか、スマート農業の推進、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）や民間企業などと連携した化学農薬や化学肥料の低減技術、新品種の開発・普及を進め、農業者がみどりの食料システム戦略に沿った環境負荷低減活動に積極的に取り組めるよう支援していきます。

(5) 高病原性鳥インフルエンザの発生と発生防止対策

(2021年シーズン：令和3年(2021年)秋～令和4年(2022年)夏)

高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝播力の強さや高い致死率から、一度発生すると地域の養鶏業に及ぼす影響が甚大であるほか、国民への鶏卵や鶏肉の安定供給の脅威となるおそれがあります。こうした中、道内では、令和4年(2022年)1月20日に根室市で回収されたハシブトガラスから、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されて以降、死亡あるいは衰弱した野鳥、特に農場に近い存在であるカラスでの陽性事例が相次ぎ、その件数は1月から5月にかけて、累計70件に及びました。

道内の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザ(以下「本病」という。)の発生が危惧されたことから、道では、2月15日に、養鶏場に対する緊急消毒命令を発出するなど、侵入防止対策の徹底に努めていましたが、4月16日に、白老町と網走市の2農場で、道内では平成28年(2016年)12月以来となる本病の発生が確認されました。

白老町の事例は52万羽と大規模であったことから、陸上自衛隊に鶏の殺処分等の支援について災害派遣要請を行いました。

また、網走市の事例は、大型家きんであるエミュー飼養農場での国内初となる発生事例となり、防疫作業従事者の安全性確保のため、試行錯誤しながらの防疫作業となりました。その後、4月26日には釧路市のエミュー農場で、5月14日には網走市の採卵鶏農場で発生し、2か月間に4事例が発生するというこれまでにない事態となりました。

(2022年シーズン：令和4年(2022年)秋～令和5年(2023年)5月現在)

北米で夏季にも発生が継続するなど、世界的に本病がまん延し、発生リスクの高い状況が続く中、我が国においてこれまでで一番早い時期となる10月28日に、岡山県倉敷市と厚真町の養鶏場で本病が発生し、11月には伊達市の養鶏場で本病が発生しました。

その後も、全国的に過去最多のペースで本病の発生が続き、道では、令和4年(2022年)11月20日から12月31日までの期間緊急消毒命令を発出し、養鶏場に防鳥ネットや鶏舎の補修などの侵入防止対策の徹底を呼びかけるとともに、3月10日から5月連休明けまで、今シーズン2回目の緊急消毒命令を発出しましたが、3月28日に、道内の春期としては最も早く千歳市の養鶏場で発生し、以降、4月3日、7日と同市で計3例発生しました。

いずれの発生事例も道職員をはじめ、国や市町村、関係団体等と連携した防疫対応により、本病のまん延を防止しています。

専門家からは、今後もウイルスを保有した渡り鳥の飛来により、環境中のウイルス濃度が高まり、発生リスク高いシーズンが繰り返される可能性があり、各養鶏場が、野鳥対策や、消毒などのリスク低減措置に取り組み、侵入防止対策の継続をすることが重要です。

図表1-5-6 北海道内の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生事例と防疫対応状況

| 発生農場所在地 | 2016シーズン | 2021シーズン | | | | 2022シーズン | | | | |
|-------------|----------|----------|---------|-------|-------|----------|--------|-------|-------|-------|
| | 清水町 | 白老町 | 網走市 | 釧路市 | 網走市 | 厚真町 | 伊達市 | 千歳市 | 千歳市 | 千歳市 |
| 発生日 | 12月16日 | 4月16日 | 4月16日 | 4月26日 | 5月14日 | 10月28日 | 11月7日 | 3月28日 | 4月3日 | 4月7日 |
| 家きんの種類 | 採卵鶏 | 採卵鶏 | エミュー採卵鶏 | エミュー | 採卵鶏 | 肉用鶏 | 肉用鶏 | 採卵鶏 | 採卵鶏 | 採卵鶏 |
| 殺処分羽数 | 約28万羽 | 約52万羽 | 約600羽 | 約100羽 | 約760羽 | 約17万羽 | 約15万羽 | 約53万羽 | 約38万羽 | 約30万羽 |
| 農場の防疫措置終了月日 | 12月24日 | 4月27日 | 4月20日 | 4月27日 | 5月15日 | 11月3日 | 11月13日 | 4月5日 | 4月11日 | 4月14日 |
| 制限区域の解除月日 | 1月15日 | 5月19日 | 5月12日 | 5月19日 | 6月6日 | 11月25日 | 12月5日 | 5月6日 | 5月6日 | 5月6日 |

北海道農政部作成

図表1-5-7 令和4年(2022年)秋~令和5年(2023年)の全国の発生状況



出典：農林水産省HP

図表1-5-8 侵入防止対策のリーフレット

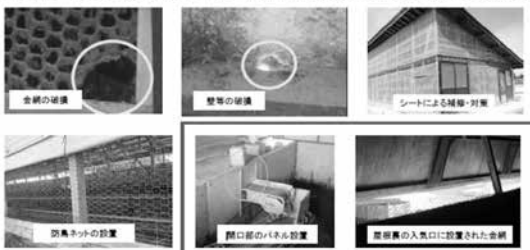
高病原性鳥インフルエンザ対策の 継続強化！！

- ✓ 国内で、過去最多となる、25道県71事例で発生！
- ✓ 2月以降は、渡り鳥の北帰行に伴い、本病の発生リスクがさらに増加！
- ✓ 今後も、最大限の警戒継続が必要！

① 鶏舎への野生動物の侵入防止対策を継続強化！

鶏舎の壁や屋根が破損していると、野生動物が侵入します。冬期間の暴風雪による鶏舎の破損状況を確認し、補修・修繕を行ってください。特に、普段目の届きにくい部分(屋根裏の入り口等)も含め、念入りにチェックしてください。

※ 確認に当たっては、複数名で行う等、落雪事故防止の対策をお願いします。



- ネット網目は2cm以下とし、2cm以上の場合はネットを二重にする。
- 畜舎に集卵ベルトや飼料パイプ、堆肥排泄のためのコンベア等の開口部がある場合、野生動物が侵入する隙間ができやすいので、パネル等を設置する。

② 長靴の履き替えと手指の消毒を継続強化！

野外を歩いた長靴には鳥インフルエンザウイルスが付着している可能性があります。畜舎専用長靴の使用と消毒を、農場で作業する方全員が徹底してください。直接家きんに触れる手指にもウイルスは付着します。手指消毒や作業用手袋の消毒等を徹底してください。



③ 農場への野生動物の誘因防止対策を継続強化！

家きんの死体や排せつ物は、野生動物への誘因となります。家きんの死体は、密閉できる箱等で適切に保管しましょう。

堆肥舎等の農場内施設についても、野生動物誘因防止のため、防鳥ネット等を設置しましょう。



④ ため池等への野鳥の飛来防止対策を継続強化！

農場の敷地内や鶏舎の近くのため池等があると、この野鳥が農場の敷地内にウイルスを含む糞便を落とす可能性が高くなりますので、ため池の水を放したり、忌避テープやてぐす、ネット等を活用し、野鳥の飛来を防止しましょう。



**自己点検の継続実施！直ちに改善！
異常家きんの早期発見・早期通報！**